

第3回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 会議次第

日 時：令和8年7月10日（金）9:30～11:30

場 所：滋賀県庁 東館7階大会議室

1. 開 会 (9:30)

- (1) 新任委員の紹介

2. 報 告

- (1) 文部科学省・令和7年度「産業イノベーション人材育成等に資する
高等学校等教育改革促進事業」の採択状況

- (2) 部会での議論の状況

- 「普通科高校等部会」での議論概要
- 「産業教育部会」での議論概要
- 「多様な学習ニーズ部会」での議論概要

3. 協 議

- (1) (仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する
将来ビジョンの策定に向けた考え方について

4. その他

5. 閉 会 (11:30)

滋賀県立高等学校在り方検討委員会 委員名簿

〔 任 期 〕 自：令和7年12月24日 至：当該諮問に係る調査審議が終了するまで（概ね2年間）

（敬称略,順不同）

役 職	氏 名	職 名 等
委 員 長	はら きよはる 原 清治	佛教大学教育学部教育学科 教授
（職務代理者）	もりした あおい 森下 あおい	滋賀県立大学 副学長、教育・学生支援担当理事 滋賀県立大学人間文化学部 教授
委 員	あさひな はるか 朝比奈 遥	特定非営利活動法人おおたき里づくりネットワーク
委 員	いこま としあき 生駒 智昭	滋賀県立野洲養護学校 校長
委 員	おおた ひろき 太田 拓紀	滋賀大学評議員 滋賀大学教育学部 教授
委 員	かとう ゆうな 加藤 結菜	公募委員 （大学生）
委 員	かどた ようすけ 門田 陽介	公募委員 （子育て世代）
委 員	がもう せんじ 蒲生 仙治	日本ソフト開発株式会社 代表取締役社長
委 員	きした ようへい 岸田 洋平	滋賀県PTA連絡協議会 顧問
委 員	こたま めぐみ 小玉 恵	株式会社たねや 執行役員 経営本部 本部長
委 員	すみ や まさし 炭谷 将史	滋賀県公立高等学校PTA連合会 会長
委 員	タツオカ ヒデトシ 立岡 秀寿	滋賀県都市教育長会 会長 甲賀市教育長 （令和8年5月29日就任）
委 員	たけばやし こうしょう 竹林 幸祥	比叡山中学校・高等学校 校長 滋賀県私立中学高等学校連合会 前会長
委 員	なかい さとみ 中井 智美	一般社団法人ママパスポートコミュニティ 理事
委 員	なかの りょうま 中野 龍馬	しがとせかい株式会社 代表取締役
委 員	ながはま あきこ 永浜 明子	立命館大学スポーツ健康科学部 教授
委 員	ふくなが かおる 福永 かおる	長浜市立高月中学校 校長
委 員	やすだ ひろつぐ 安田 寛次	日野町教育委員会教育長
委 員	よしおか ゆうこ 吉岡 裕子	株式会社滋賀銀行 営業統轄部 地域振興グループ長
委 員	よしま さちこ 吉嶋 幸子	滋賀県立甲南高等学校 校長 滋賀県立甲南高等養護学校 校長

(事務局)

滋賀県教育長		村井 泰彦	
滋賀県教育委員会事務局	教育次長	上田 重和	
滋賀県教育委員会事務局	教育次長	岸村 米和	
高校教育課	課長	武原 正樹	
魅力ある高校づくり推進室	主席参事兼室長	浅岡 勝義	
同	参事	岸 智昭	(司会)
同	主幹	見野 甚九郎	
同	主査	内田 弘子	
同	主査	山下 亜希子	
同	教育企画主事	永江 淳一	
同	主任主事	北村 和貴	

滋賀県附属機関設置条例
(平成 25 年 7 月 5 日 滋賀県条例第 53 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表(第2条関係)

1 知事の附属機関

<略>

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	<略>			
滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	<略>			
県立高等学校在り方検討委員会	教育委員会の諮問に応じて県立高等学校の在り方に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1)学識経験を有する者 (2)保護者である者 (3)教育機関の職員 (4)その他教育委員会が 適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県特別支援教育支援委員会	<略>			

滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25 年滋賀県条例第53 号）第5条の規定に基づき、滋賀県立高等学校在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。